横浜市立大学金沢八景キャンパス食品等自動販売機設置見積仕様書

1 業務の概要

(1) 件名

横浜市立大学金沢八景キャンパス食品等自動販売機設置

(2) 内容

横浜市立大学金沢八景キャンパスにおける食品等自動販売機(以下「自販機」という。)について、自動販売機設置事業者募集要項及び仕様書に基づき設置、運営する業務

(3) 設置場所、台数

横浜市立大学金沢八景キャンパス構内

横浜市金沢区瀬戸22番2号

※詳細については、別紙「設置候補場所一覧」参照

(4) 契約期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

2 業者選定

- (1) 食品の売上手数料率を 0%とし、飲料の売上額の売上手数料率による見積り合わせを行います。この 売上手数料率をもとに飲料の売上額から計算した額が、本学への還元額となります。
- (2) 上位1事業者を選定し、別紙の設置場所に自販機を設置することができるものとします。なお、売上手数料率が同率の場合は、くじ引きとします。
- 3 費用の負担

自販機設置に伴う次の事項は設置事業者の負担とします。

(1) 貸付料

単価 (税抜)

建物内 1台につき 1,530円/月

建物外 1台につき 670円/月

(2) 光熱水費

自販機設置時に電気使用量の計測専用の個別メーターを設置することとし、その計測結果に基づき算出された電気使用料金を負担することとします。

※使用料=使用量(個別メーターより)×前年度八景キャンパス実績単価

(参考: H29 年度八景キャンパス電気料金実績単価=17.54 円/kWh)

- (3) 費用の銀行振込手数料
- (4) 搬入、設置費用
- (5) 設置に伴う電気工事費用

電気使用量計測専用の個別メーター設置に係る工事費用も含みます。

(6) 契約終了時の自販機撤去に伴う費用及び原状回復費用

- (7) 自販機に併設する回収容器等の設置、修理及び更新等の費用
- (8) 商品補充・廃棄物回収運搬処理等のメンテナンス費用
- (9) その他自販機設置・運営に関する全ての費用

4 販売商品

- (1) 商品構成
- ア 自販機の商品構成は、設置場所の特性や季節等を踏まえ、常に学生のニーズに応えるべく対応するものとし、コーヒー等に偏ることなく多品種、多品目により構成してください。なお、タバコ及び酒類又はその類似品の販売は禁止します。
- イ 飲料用自販機については、「はまっ子どうし」を必ず収容するものとします。
- ウ 食品用販売機については、保存料、合成着色料を一切使用していない食品を収容してください。 食品はおにぎり、お弁当、調理パン、サンドイッチ、総菜パンを最低各5品目以上と牛乳、ジュース、 生菓子等を収容してください。
- エ カップ麺等汁物は販売しないでください。
- オ 商品構成は事前に市大担当者の了解を受け、必要な場合は変更してください。
- (2) 販売価格及び売上手数料
- ア 飲料販売価格は標準価格から20円以上値引きした金額で設定してください。
- イ 見積書で明示した売上手数料率から飲料の売上に基づき算出した額を、本学へ還元してください。
- (3) 商品補充・衛生管理
- ア 商品が品切れになったときは速やかに補充して下さい。特に、人気商品の補充が追いつかないことが ないように注意してください。
- イ 衛生管理については関係法令等を遵守するものとします。
- ウ 賞味期限切れに注意し、賞味期限切れとなった商品はただちに販売を中止し、廃棄処分するものとします。

5 自販機及び回収容器

- (1) 自販機
- ア種類

給排水設備を必要とする自販機及び販売商品は設置できません。

イ 環境対策

原則としてノンフロン対応機・ヒートポンプ機を採用することとし、そのほかにも省エネに努めることとします。

(2) 回収容器

回収容器は、自販機1台につき1個以上の割合で設置するものとします。

(3) デザイン

自販機及び回収容器は、周辺環境と調和したデザイン、色とし、本学と協議の上決定するものとします。背面にガラス壁がある場所においては、歩行者等から自販機背面が見えないよう、工夫に努めるこ

ととします。

6 廃棄物の回収運搬処理

自販機に併設した回収容器の廃棄物については、原則として設置事業者の責任において処理するものとします。処理にあたっては、法律又は条例の規定に基づき、適切なリサイクル処理を実施するものとし、設置事業者が設置した自販機において販売した商品以外の廃棄物が混入していた場合にも同様に処理するものとします。

また、回収頻度については、回収容器から廃棄物が溢れないよう十分配慮するとともに、周辺環境の美化に努めてください。

7 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ア 自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格 (JIS) 及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒 防止対策を行うこととします。
- イ 電気使用量計測専用の個別メーターを設置事業者の負担により設置することとします。

(2) 管理運営

- ア 設置事業者は、自販機の設置、管理、運営に必要な一切の業務(フルオペレーション業務)を行い、 商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、 適切な在庫と補充管理を行うこととします。
- イ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守 し、衛生管理に万全を期すこととします。
- ウ 自販機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とします。 なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事より前に本学の承認を受けることとし、 工事は、電気関係法令を遵守して施工することとします。
- エ 販売商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本学の指示に従うこととします。
- オ 自販機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自販機 本体に、販売管理会社の名称及び故障時等の連絡先を明記することとします。
- カ 自販機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- キ 契約期間満了又は契約解除により、自販機を撤去した場合には、設置事業者の負担のもと原状回復を 行い、本学の確認を受けることとします。

床面へ直接アンカー固定した場合の原状回復については、アンカー切断後、切断面をパテ補修することを最低限の条件とします。

8 災害発生時

- (1) キャンパス所在地(横浜市金沢区)において災害が発生し、公立大学法人横浜市立大学災害対策本部が設置され、本学が必要と判断した場合には、自販機内の食品、飲料を無償で提供することとします。
- (2) 災害時に本学職員が対応できるよう、専用の鍵を予め貸出ししてください。

9 賠償責任について

販売商品(衛生管理に起因するものを含む)、自販機に起因する事故による本学及び学生等及び第三者への賠償は設置事業者の責任においてすべて行うものとします。

10 その他

本仕様書について定めのない事項については、本学と協議の上決定するものとします。

設置物リスト

(1) 設置を許可する設備等

所在地等		名 称	公立大学	学法人 横沿	兵市立大学 金沢八貴	景キャンパス		
		所 在 地 神奈川県		県 横浜市 金沢区 瀬戸22番2号				
設置を許可する場所・設備等								
許可部分	設置場所			設置する設備	目的	サイズ	電気/水道 の使用	
	1	1 総合体育館入口		建物外	自動販売機	飲料販売		電気使用
	2	本校舎東棟入口		建物内	自動販売機	飲料販売		電気使用
	3	総合研究教育棟入口①		建物内	自動販売機	飲料販売		電気使用
	4	総合研究教育棟入口②		建物内	自動販売機	飲料販売		電気使用
	5	総合研究教育棟入口③		建物内	自動販売機	飲料販売		電気使用
	6	総合研究教育棟入口④		建物内	自動販売機	食品販売		電気使用
	7	文科系研究棟入口①		建物内	自動販売機	飲料販売		電気使用
	8	文科系研究棟入口②		建物内	自動販売機	食品販売		電気使用
	9	理学系研究棟入口		建物外	自動販売機	飲料販売		電気使用
	10	サークル棟D棟		建物外	自動販売機	飲料販売		電気使用
	11							
	12	2						
	13							
	14	4						
	15	.5						
	16	16						

